



2025年2月7日

各 位

会 社 名 株式会社おきなわフィナンシャルグループ  
代表者名 取締役社長 山城 正保  
(コード：7350 東証プライム・福証)  
問 合 せ 先 総合企画部長 山城 斉一  
(TEL：098-860-2141)

## 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年2月27日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 449,000 株
(3) 処分価額	1株につき 2,607 円
(4) 処分総額	1,170,543,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社グループにおける従業員のエンゲージメントを高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、株式付与E S O P信託（以下、「E S O P信託」といいます。）を導入することといたしました。本制度により、当社グループ従業員が経済的な効果を株主の皆さまと共有し、オーナーシップに満ちた企業文化を醸成することで、当社グループ企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

E S O P信託の概要については、本日付で公表いたしました「従業員向け株式交付制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P信託の導入に当たって、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付要領に基づき信託期間中に対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 23,016,564 株に対し 1.95% (小数点第3位を四捨五入、2024年12月31日現在の総議決権個数 212,908 個に対する割合 2.11%) となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付要領に従い退職時までの譲渡制限を付したうえで対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であると考えております。また、ESOP信託は、当社グループにおける従業員のエンゲージメントを高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するものであり、当社グループ企業価値の持続的な向上に資するものであると考えております。以上の点から、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)
信託契約日	2025年2月25日 (予定)
信託の期間	2025年2月25日~2027年9月30日 (予定)
制度開始日	2025年2月25日 (予定)
議決権行使	受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

#### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日(2025年2月6日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社株式の終値である 2,607 円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、本日の取締役会に先立って開催された監査等委員会にて、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見が表明されております。

#### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上